

勝 浦 町

第2期子ども・子育て支援事業計画

【概要版】



令和2(2020)年3月

勝 浦 町

● 計画策定の目的

勝浦町では、平成 26（2014）年度に「勝浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を進めてきました。令和元（2019）年度に計画期間が満了することから、その推進状況をふまえ、「勝浦町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

● 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 60 条の「内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針」を踏まえ、同法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」は、策定が義務から任意に位置づけが変更されており、国の基本指針において、「各地域の実情に応じて、必要な特定の事項のみの策定とすることも差し支えない」とされたことから、「勝浦町第2期子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援の主要施策を厳選して登載します。

また、本計画は、上位計画である「勝浦町総合計画」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。



● 計画の期間

令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)
計画策定	第2期子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					次期計画策定	第3期計画 (令和7年度～)		

● 基本理念

保育園、小・中学校、放課後児童クラブ、子育て交流支援センター、その他子育てに関わる組織・団体や地域住民が、まちぐるみで子ども・子育てを支え、子どもたちの健やかな成長につなげていきます。

基本理念

みんなで支え、子ども・子育てが輝く・かつうら

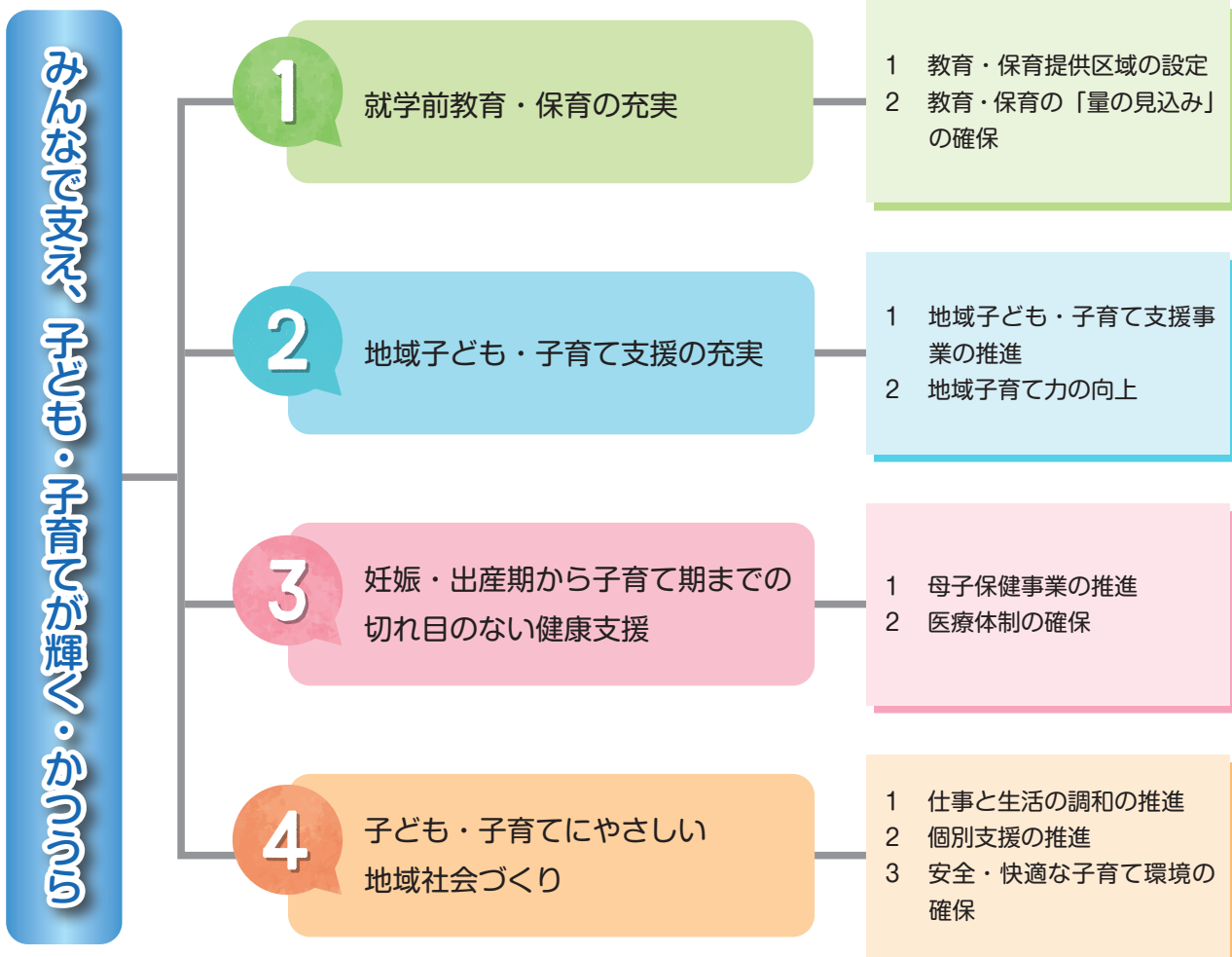


● 施策の体系

【基本理念】

【4つの柱】

【基本施策】



1 就学前教育・保育の充実

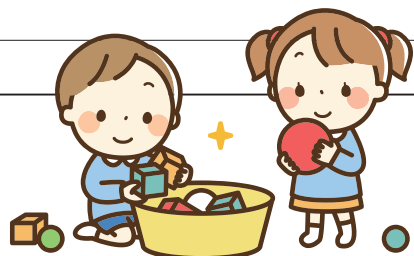
1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」と「確保の方策」を定めることとされています。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。

● 保育の必要性の認定の区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども



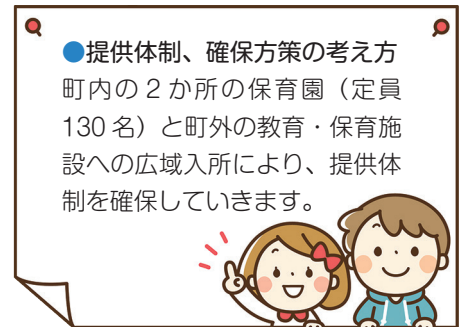
2) 教育・保育の「量の見込み」の確保

(単位：人)

3号認定（0歳）		R2	R 3	R 4	R 5	R 6
①必要利用定員総数（推計値）		11	11	11	10	10
②確保方策	保育所・認定こども園	11	11	11	10	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		H27	H28	H29	H30	
		9	11	9	7	

3号認定（1～2歳）		R2	R 3	R 4	R 5	R 6
①必要利用定員総数（推計値）		35	39	39	39	37
②確保方策	保育所・認定こども園	35	39	39	39	37
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		H27	H28	H29	H30	
		35	46	35	37	

2号認定（3～5歳）		R2	R 3	R 4	R 5	R 6
①必要利用定員総数（推計値）		67	66	75	72	77
②確保方策	保育所・認定こども園	84	82	94	90	96
第1期計画中的実績値 (下段は町外保育所入所児（内数）)		H27	H28	H29	H30	
		93	85	96	96	
		3	3	7	3	



(単位：人)

※本町では、1号認定や幼稚園を希望する2号認定に対応する特定教育・保育施設が地域にないことから、特例入所制度等により、保育園でこれらのニーズに対応していくものとなります。



2号認定（3～5歳）		R2	R 3	R 4	R 5	R 6
①必要利用定員総数（推計値）		8	8	9	8	9
②確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		H27	H28	H29	H30	
		0	0	0	0	

1号認定（3～5歳）		R2	R 3	R 4	R 5	R 6
①必要利用定員総数（推計値）		9	9	10	10	10
②確保方策	幼稚園・認定こども園	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		H27	H28	H29	H30	
		0	0	0	0	

2 地域子ども・子育て支援の充実



1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

事業名	事業概要	量の見込み（上段）／確保方策（下段）					
		R2	R3	R4	R5	R6	単位
時間外保育事業 （延長保育事業）	保育園で、通常の保育時間を超えて子どもを預かる事業	21	21	23	22	22	人
		21	21	23	22	22	
放課後児童健全育成事業 （たけのこクラブ・チャ ーイんどクラブ）	保護者の就労等により昼間（放課後等）に留守家庭等となる小学生児童に対し、集団活動を通じて児童の健全な育成及び豊かな情操を育む生活習慣を習得させることを目的とした事業	52	51	47	48	47	人
		52	51	47	48	47	
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業	3	3	4	4	4	人
		2	2	2	2	2	
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に家庭において児童を養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業	0	0	0	0	0	人
		0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（勝浦みかん保育園実施事業）	1,132	1,204	1,204	1,175	1,146	人回 ／年
		1,132	1,204	1,204	1,175	1,146	
ファミリー・サポート・ センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（徳島ファミリー・サポート・センター）	94	91	84	86	84	人日 ／年
		94	91	84	86	84	
一時預かり事業	保護者の断続的、短時間の就労などにより家庭での保育が困難になるときや、保護者の病気などにより一時的に家庭での保育ができないときに、保育園などで乳幼児を預かる事業	230	234	251	243	249	人日 ／年
		0	0	0	0	0	
病児・病後児保育事業	児童が病気の時や、その回復期に、医療機関などに付設された専用の保育スペースで、看護師などが一時的に保育を行う事業	126	128	137	133	136	人日 ／年
		20	20	20	20	20	
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	35	35	35	32	32	人
		35	35	35	32	32	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、適切なサービス提供につなげる事業	26	26	26	24	24	人
		26	26	26	24	24	

事業名	事業概要	量の見込み（上段）／確保方策（下段）					
		R2	R3	R4	R5	R6	単位
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業	6	6	6	6	6	人
		6	6	6	6	6	
利用者支援事業	子ども及びその保護者、妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業	0	0	0	0	0	人
		0	0	0	0	0	

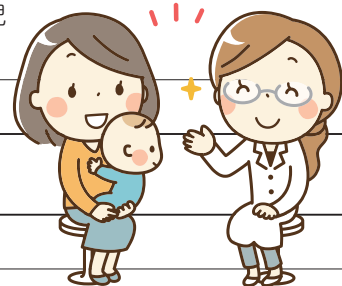
2) 地域子育て力の向上

(1) 情報提供・相談の充実と交流の促進	広報誌等の充実／子育て情報誌・パンフレット等の活用促進／ホームページの活用／住民の情報発信の支援／相談サービスの一元的な周知／相談コーディネート機能の強化／療育・発達相談体制の充実／いじめ・不登校などの相談体制の充実／民生・児童委員、主任児童委員の相談体制の強化／相談内容のプライバシーの保護と共有化／各相談員の研修の充実
(2) 住民による子育て支援活動の活性化	地域活動の人材の育成・確保／児童・生徒・学生への福祉教育の推進／児童委員、主任児童委員活動の充実／プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起／保育・教育施設の子育て拠点化の促進／子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化／自治会等の充実／子育てサークルの活動支援／世代間交流事業／子育て各時期での交流機会の充実／乳幼児と保護者の多様な社会参加の促進／自主グループの育成／交流する施設の充実／開かれた学校づくりの推進
(3) 男女共同参画の促進	男女共同参画意識の啓発／子どもに関わる職業への男性の就業の促進／男女平等教育の推進／政策決定への女性の参画の促進／配偶者等による暴力の被害者対策の推進

3 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援

1) 母子保健事業の推進

(1) 妊娠・出産期の支援の充実	母子保健の知識の普及／医療機関との連携強化／妊婦健診の充実／事故防止の啓発の強化／保健衛生の向上／思春期保健の強化
(2) 乳幼児健診の推進	健康診査の充実
(3) 健康教室事業の推進	健康教育の充実／母子保健相談の充実／小児生活習慣病等の予防の推進／食育の推進
(4) 予防接種の接種率の向上	予防接種の適切な受診の促進



2) 医療体制の確保

(1) 子どもはぐくみ医療費の助成	子どもはぐくみ医療費助成事業
(2) 地域医療の確保	小児医療体制の充実・普及促進《県事業》
(3) 不妊症治療支援の推進	不妊治療・周産期医療体制の充実促進／勝浦町こうのとり応援事業

4 子ども・子育てにやさしい地域社会づくり

1) 仕事と生活の調和の推進

(1) 町内事業所の実践活動の促進	育児休業制度の普及・定着／労働条件改善の促進／女性の再雇用に対する事業所への啓発／ポジティブ・アクション※の導入の促進
(2) 女性のキャリアアップの支援	女性の再就職への支援の強化／経済的自立が可能な仕組みづくりの促進／女性の社会参加の促進

※ポジティブ・アクション：雇用の場において性別による事実上の格差を解消するため、企業が積極的な取り組みを行うこと

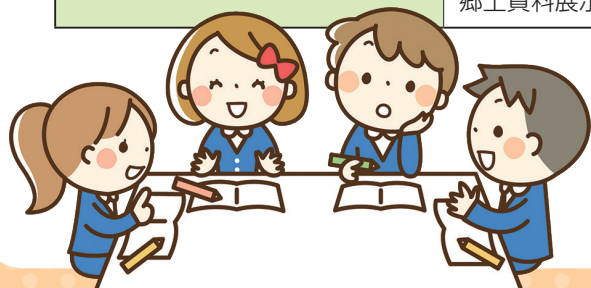
2) 個別支援の推進

(1) 子育てにかかる経済的な負担の軽減	保育料等の負担の軽減／周知の促進
(2) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭相談の充実等／児童扶養手当／ひとり親家庭医療費助成事業／母子父子寡婦福祉資金制度／母子世帯小口資金の貸付／母子年金の支給
(3) 障がい児等への支援	特別児童扶養手当／障がい児福祉手当／障がい・発達の違い等の早期発見・早期療育／各療育機関の充実の促進／障がい児保育・特別支援教育の充実／在宅生活の支援の強化
(4) 要保護児童等への支援	保護者の心の健康づくりの促進／見守りネットワークの充実／虐待通告義務の周知／児童の適正な保護の促進／児童虐待の相談体制の強化／広報・啓発の推進／権利擁護活動の促進／地域活動への子どもの意見の反映
(5) 子どもの貧困対策の推進	育成医療の給付／重度心身障がい者（児）に対する医療費の助成 小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付／養育医療の給付



3) 安全・快適な子育て環境の確保

(1) 安全なまちづくりの推進	子育て支援設備の整備／安全な学校づくりの推進／交通安全施設等の整備／交通安全意識の高揚／子どもに配慮した防災対策の推進／子どもに配慮した防犯体制の強化／喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施／有害環境対策推進／体験教育・体験保育の積極的な導入／環境学習活動の促進／福祉体験活動の促進
(2) 身近な活動の場の充実	身近な活動の場の充実／スポーツの推進／総合型地域スポーツクラブ（NP0 法人 K - Friends）の拡充／地域での屋内遊びの場の拡充／図書館機能の充実／郷土資料展示室の充実／こども会活動の活性化／各種活動の促進



● 計画の推進に向けて

1 子ども・子育て会議を通じた計画の評価・推進

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき、本町においては、保育園の代表や保護者、地域の子育て支援関係者、行政関係者など、様々な構成員により組織され、町福祉課が事務局を務めています。この子ども・子育て会議を中心に、各施策の推進状況を適宜、評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

2 関連施策との連携の推進

本町では、4年を1期とする「勝浦町教育大綱」と毎年度の「勝浦町教育基本方針」に基づき、教育行政を推進しています。

また、本町では、令和2（2020）年度に「勝浦町総合計画」が期間満了となり、総合戦略と一体となった新たな総合計画が令和3年度からはじまる予定です。「勝浦町総合計画」を上位計画として、関連施策の調整を図りながら計画を推進していきます。

「勝浦町第2期子ども・子育て支援事業計画」に掲げる施策は、教育、移住・定住など、これらの計画分野と密接に関係していることから、連携して推進し、施策効果を高めていきます。

3 広域市町村や県との連携の推進

本計画には、保育園等の広域入所、地域子ども・子育て支援事業の広域連携による実施、障がい児福祉サービスの提供体制の確保など、広域市町村や県と共働で推進していく必要がある施策が位置づけられています。

これらの推進にあたっては、広域市町村や県との密な連携に努め、本町の子育て家庭に不便が生じないように努めていきます。



勝浦町役場 福祉課

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
電 話 0885-42-1502
IP電話 050-3438-7148（代表）
ファクシミリ 0885-42-3028